

## ○所沢市狭山湖駐車場条例

平成16年12月20日条例第31号

## 改正

平成21年6月29日条例第17号

平成22年3月29日条例第5号

平成24年9月28日条例第39号

令和元年7月3日条例第7号

## 所沢市狭山湖駐車場条例

(設置)

**第1条** 自動車を利用する観光客等の利便を図るため、狭山湖駐車場（以下「駐車場」という。）を設置する。

(名称及び位置)

**第2条** 駐車場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
狭山湖第1駐車場	所沢市三ヶ島一丁目73番地の2
狭山湖第2駐車場	所沢市大字上山口1335番地

(指定管理者による管理)

**第3条** 駐車場の管理は、法人その他の団体であって、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせる。

(指定管理者が行う業務)

**第4条** 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 駐車場の利用の許可に関する業務
- (2) 駐車場の利用に係る料金（以下「駐車料金」という。）の徴収に関する業務
- (3) 駐車場の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、駐車場の運営に関して市長が必要と認める業務

(供用時間)

**第5条** 駐車場の供用時間は、次のとおりとする。

駐車場の名称	供用時間
狭山湖第1駐車場	午前0時から午後12時まで

狭山湖第2駐車場	午前0時から午後12時まで
----------	---------------

2 前項の規定にかかわらず、駐車場の管理上必要があると認めるときは、駐車場の全部又は一部の供用を休止することができる。

(駐車の許可)

**第6条** 駐車場を利用しようとする者は、自動車を入場させる際に駐車券の交付を受けなければならない。

(駐車の拒否)

**第7条** 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、駐車を拒否することができる。

- (1) 駐車場の構造上駐車することができないとき。
- (2) 発火性又は引火性の物品を積載しているとき。
- (3) 駐車場の施設若しくは設備又は駐車中の自動車を損傷するおそれがあるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、駐車場の管理上支障があるとき。

(禁止行為)

**第8条** 駐車場においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 指定管理者の指示に従わないで自動車を駐車すること。
- (2) 駐車場の施設若しくは設備又は駐車中の自動車を損傷すること。
- (3) ごみを捨て、みだりに騒音を発生し、又は火気を使用すること。
- (4) 物品の販売その他の商行為をすること。
- (5) 印刷物、ポスター等を掲示し、又は配布すること。
- (6) 引き続いて7日以上自動車を駐車すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、駐車場の管理に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

(損害賠償義務)

**第9条** 駐車場の施設又は設備を損傷した者は、その損害を賠償しなければならない。

(駐車の許可の取消し等)

**第10条** 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、行為の中止、駐車場からの自動車の撤去又は人の退場を命ずることができる。

- (1) 第8条の規定に違反した行為をしたとき。

(2) 駐車場の保全又は駐車場の利用に著しい支障が生ずるおそれがあるときその他公益上やむを得ない必要が生じたとき。

2 前項の規定により、利用者に損害を生ずることがあっても、指定管理者は、その賠償の責めを負わない。

(駐車料金)

**第11条** 駐車料金は、駐車時間1時間までごとに110円の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

(駐車料金の納入等)

**第12条** 駐車場を利用する者は、自動車を出場させる際に指定管理者に駐車料金を納入しなければならない。ただし、指定管理者は、定期駐車券等を発行する場合における駐車料金については、これを発行するときに徴収することができる。

(駐車料金の収入)

**第13条** 市長は、指定管理者に駐車料金を当該指定管理者の収入として收受させる。

(駐車場内における事故等の免責)

**第14条** 駐車場内における事故等については、市は、賠償の責めを負わない。

(市長による管理)

**第15条** 市長は、駐車場の指定管理者の指定の手續等に関し、所沢市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成15年条例第38号。以下「手續条例」という。)第2条の規定による申請がなかったとき、手續条例第3条の規定による指定ができなかったとき、又は手續条例第6条第1項の規定により指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、第3条の規定にかかわらず、駐車場の管理の業務の全部又は一部を行うものとする。

2 前項の規定により市長が駐車場の管理を行う場合におけるこの条例の規定の適用に関し必要な読替えは、別に定める。

(委任)

**第16条** この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

**附 則**

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成17年規則第20号で平成17年4月1日から施行)

**附 則** (平成21年6月29日条例第17号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

**附 則**（平成22年3月29日条例第5号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

**附 則**（平成24年9月28日条例第39号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（令和元年7月3日条例第7号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。（後略）